

発委第2号

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年9月15日

提出者 議会運営委員会
委員長 岩永 政則

提案理由

長与町議会会議規則(昭和39年規則第1号)の見直しにより、所要の改正を行うもの。

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

長与町議会会議規則（昭和39年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「議員及び配偶者の出産のため、」を「議員が出産のため」に改める。

第5条第1項中「決める」を「定める」に改める。

第17条第2項中「発議者全員」を「発議者」に改める。

第21条、第22条及び第25条の見出し中「議事日程」を「日程」に改める。

第36条中「報告する」を「宣告する」に改める。

第51条の3中「必要と」を「必要があると」に、「又は動議があったときは、」を「又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで」に改める。

第61条第4項中「もの」を「者」に改め、同条第5項を削る。

第81条の2を削る。

第88条第2項中「同一議題」を「同一の議題」に、「の数箇」を「数個」に改める。

第90条の見出し中「請願書」を「請願」に改める。

第98条第2項中「その旨を」を「その旨」に改める。

第103条中「ではない」を「でない」に改める。

第113条中「陳謝」を「陳謝文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長与町議会会議規則の一部を改正する規則

現行	改正後（案）
<p>○長与町議会会議規則 昭和39年12月21日</p> <p>（欠席の届出） 第2条 （略） 2 <u>議員及び配偶者の出産のため、出席できないときは、</u>（略） （会期） 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で<u>決める</u>。 （修正の動議） 第17条 （略） 2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の<u>発議者全員</u>が連署して（略） （議事日程の作成及び配布） 第21条 （略） （<u>議事日程</u>の順序変更及び追加） 第22条 （略） （<u>議事日程</u>の終了及び延会） 第25条 （略） （議題の宣告） 第36条 （略）議長は、その旨を<u>報告する</u>。 （自由討議） 第51条の3 質疑終結後、議長が<u>必要と認めるとき又は動議があったときは、</u>会議に諮って自由討議を行うことができる。</p>	<p>○長与町議会会議規則 昭和39年12月21日</p> <p>（欠席の届出） 第2条 （略） 2 <u>議員が出産のため出席できないときは、</u>（略） （会期） 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で<u>定める</u>。 （修正の動議） 第17条 （略） 2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の<u>発議者</u>が連署して（略） （<u>日程</u>の作成及び配布） 第21条 （略） （<u>日程</u>の順序変更及び追加） 第22条 （略） （<u>日程</u>の終了及び延会） 第25条 （略） （議題の宣告） 第36条 （略）議長は、その旨を<u>宣告する</u>。 （自由討議） 第51条の3 質疑終結後、議長が<u>必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、</u>議長は、討論を用いないで会議に諮って自</p>

<p>(一般質問)</p> <p>第61条 1～3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした<u>もの</u>が欠席したとき、(略)</p> <p>5 質問は、一問一答で行う。</p> <p>(起立でない者の取扱い)</p> <p>第81条の2 起立による表決において、起立しない者及び賛否が明らかでない者は、否とみなす。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 <u>同一議題</u>について、議員からの<u>数箇</u>の修正案が提出(略)</p> <p>(請願書の紹介の取消し)</p> <p>第90条 1～2 (略)</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の辞表の提出があったときは、<u>その旨</u>を議会に報告し、(略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第103条 (略) この限り<u>ではない</u>。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は<u>陳謝</u>によって行うものとする。</p>	<p>由討議を行うことができる。</p> <p>(一般質問)</p> <p>第61条 1～3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした<u>者</u>が欠席したとき、(略)</p> <p>※実際は一括質問一括答弁のあと一問一答 → 基準61-2で明記 削除</p> <p>※起立表決は起立者の多寡で可否を決定するもの。起立しない者の取扱いは「賛否表」作成のための条文 → 基準に移設 削除</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 <u>同一の議題</u>について、議員から<u>数個</u>の修正案が提出(略)</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第90条 1～2 (略)</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の辞表の提出があったときは、<u>その旨</u>議会に報告し、(略)</p> <p>(携帯品)</p> <p>第103条 (略) この限り<u>でない</u>。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は<u>陳謝文</u>によって行うものとする。</p>
--	---